

# 協議会だより

京都府農地・水・環境保全向上対策協議会

## 京都府協議会発足

四月十八日、京都市上京区のルビノ京都堀川において「京都府農地・水・環境保全向上対策協議会」の設立総会が開催され、二十九団体の参加により発足しました。

この協議会は、平成十九年度から実施されている国の「農地・水・環境保全向上対策」の京都府内唯一の推進組織であり、四月二十七日に国の承認を受けています。総会で審議承認された議案は次の通りです。

- 第一号議案 協議会設立の承認
- 第二号議案 協議会規約の制定
- 第三号議案 協議会役員を選任
- 第四号議案 協議会諸規程の制定
- 第五号議案 平成十九年度 事業計画の制定
- 第六号議案 平成十九年度 収支予算の制定

### 協議会役員

会長	〇	〇
副会長	〇	〇
副会長	〇	〇
副会長	〇	〇
副会長	〇	〇
監事	〇	〇

(京都府農林水産部長) (京都府農業協同組合中央会常務理事) (京都府農業者協議会事務局長) (京都府土地改良事業団体連合会常務理事) (福知山市農林部長) (京田辺市経済環境部長)



発行 京都府農地・水・環境保全向上対策協議会

発行担当者 協議会事務局 京都府土地改良事業団体連合会

TEL 075-451-9633 FAX 075-414-2777

602-8054 京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104番地の2 京都府庁西別館

### 会員名簿

- 〇京都府
- 〇京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町
- 〇京都府農業協同組合中央会
- 〇京都府農業者協議会
- 〇京都府土地改良事業団体連合会

### すでに本年度の共同活動が始まっています

京都市、南丹市、宇治田原町、京丹後市では、この対策に取り組む各活動組織と市町長との間で協定を締結し、実施計画に基づき、すでに農家による水路の溝さらえや農道の補修作業などの共同活動が行われています。



南丹市日吉町内

南丹市美山町内



### 事務局からのお知らせ

◎ 活動組織からの

**採択申請書の事務局受付期限は、8月31日**です。

8月31日までに協議会事務局に届くようお願いします。詳しいことは、市町村の担当課等にお問い合わせ願います。

◎この対策の概要は、下記のホームページで公開されています。

全国水土里ネット <http://www.inakajin.or.jp/midorihozen/>  
農林水産省 [http://www.maff.go.jp/nouti\\_mizu/index.html](http://www.maff.go.jp/nouti_mizu/index.html)

**農地・水 Q&A この対策に農家以外の参加を求めるのはなぜですか？**

農家の人たちが長年にわたり田んぼや用水路・排水路・農道などを大切に守ってきたことにより、都市部に住む多くの人たちを含めてすべての国民が、農村地域のきれいな風景やおいしい空気・水などの恩恵を受けています。

しかし、高齢化や後継者不足により農家だけでは守れなくなってきています。また、混住化により地域社会のコミュニティや連帯感が薄れてきています。

このような状況の中で今までと同じようにこれらの恩恵を受けるためには、農家だけでなく、農家以外の方にもいろいろな活動に参加してもらうことが必要になってきました。

農家以外の方も含めてみんなでいっしょになって役割分担をしながら活動することにより、きれいな風景やおいしい空気・水を大切に永く守っていこうとするのがこの対策のねらいです。

**活動組織  
と協定締結**

五月三十一日現在で、京都市、南丹市、宇治田原町の八十九活動組織と市町長の間で「農地・水・環境保全向上対策に係る協定書」の締結が行われ、このうち八十七活動組織から採択申請書が協議会に提出されました。

また、六月六日には京丹後市で二十六活動組織と市長との間で協定が締結されました。



**協定締結と申請状況**

	市町村数	活動組織数	面積 (ha)
協定締結	4	115	
採択申請	3	87	1,349
交付申請	—	—	—

(6月8日現在)

協議会では、すでに申請のあった八十七活動組織に対して六月下旬に採択通知書を送付し、直ちに活動組織から交付金交付申請書の提出を受け、七月上旬に交付金を交付する予定で事務を進めています。

五月下旬に府内五ブロックで開催した市町村との意見交換会では、各市町村における取組状況の報告があり、農家以外の参画の難しさについて意見が出され、また人材育成への期待、会計処理等への指導助言の要望が出されました。

**協議会刊行物**

協議会では下記のパフレット等を印刷しました。ご入り用の方は、市町村、京都府広域振興局、京都府耕地課、協議会事務局までご連絡願います。

- ◆早わかり 地域ぐるみで農と環境を守ろう！(平成19年2月)
- ◆活動組織の事務手続マニュアル(共同活動支援交付金)(平成19年4月)
- ◆活動組織の事務手続マニュアル<part. 2>(共同活動支援交付金)(平成19年4月)
- ◆活動組織の事務手続マニュアル(別冊)(営農活動支援交付金)(平成19年4月)
- ◆活動組織の事務手続マニュアル(別冊2)(営農活動支援交付金)(平成19年4月)
- ◆写真の撮影方法等マニュアル(共同活動支援交付金)(平成19年4月)
- ◆履行確認マニュアル(共同活動支援交付金)(平成19年4月) 一市町村担当者向け一